

万博における滋賀県ブースでの活用による県産品発信事業 募集要領

滋賀県では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の会場に関西広域連合が設置する「関西パビリオン」の一角に出展する滋賀県のブース（以下「ブース」という。）において、滋賀県の企業等が持つ技術や製品をPRすることを目的に、以下のとおりブース内で展示に使用する資材等の一部を提供いただける県内企業等を募集します。

条件が整い、ご協力をいただくこととなった企業等は、「滋賀県ブース魅力発信パートナー」（以下「パートナー」という。）として、県からや当該企業や資材等についての情報発信を行います。会期中に国内外から2,820万人が訪れる万博の会場を、貴社の技術や製品を発信する機会として活用いただけます。積極的なご応募をお待ちしています。

1 募集概要

(1) ブースの概要

名称：関西パビリオン 滋賀県ブース（仮称）

出展者：滋賀県

出展場所：夢洲（大阪府大阪市臨海部）万博会場の「関西パビリオン」内

出展期間：令和7年4月13日から同年10月13日まで（万博の会期と同一）

(2) 資材等の提供方法

資材等は原則として、無償での貸付をお願いします。会期終了後は、資材等の特性上返却に向かないもの以外は、現状にて返却します。パートナー側において、社内展示等、再利用についてご検討ください。返却の時期や方法等については別途協議することとします。なお、これによりがたい場合は、別途ご相談ください。

(3) 募集資材

品名	数量	品名	数量
①暗幕カーテン	2枚	⑤タブレットスタンド	4台
②丸窓風スクリーンフレーム	1基	⑥床仕上材	92.4 m ²
③人数カウントセンサー	1基	⑦壁仕上材	65.37m ²
④ベンチ	6台	⑧天井仕上材	87.11m ²

上記の資材等について、応募者となる滋賀県の企業等が製造する、または製造工程の一部関わっていることを応募の要件とします。

詳細は、別添資料「万博における滋賀県ブースでの活用による県産品発信事業について」をご確認ください。

(4) 金額

提供いただく物品の価値を把握するため、自社の価格表や見積事例を示す資料等により、市場価格を提示してください。提示が困難な場合については別途協議をお願いします。

※ 資材等の納品・安全対策・メンテナンス・保険加入・万博終了後の回収にかかる費用等、必要経費については、原則、各企業でのご負担をお願いします。また、納品の方法については、県との協議をお願いします。

※ 提供期間中（輸送期間を含む）に資材等が紛失・破損・汚損等した場合でも、原則、

県では弁償を行うことができません。また、提供期間中に修繕が必要となった場合は、修繕対応をお願いします。

※ 対象の資材等が固定資産税における償却資産に当たる場合、所有権の移転を伴わないため、対象物品等にかかる租税負担についてもご留意ください。

(5) 持続可能性への配慮

万博の運営主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）では、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指すとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくため、「持続可能性に配慮した調達コード」を定められていますのでご承知おきください。

また、提供いただく資材等については、会期後の再利用・再資源化にも配慮してください。環境配慮型の同等品のご提案等も歓迎します。

参考：持続可能性に配慮した調達コード（博覧会協会）

<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>

(6) 提供特典

マッチングが成立した際には、資材等をブースの設営・運営に活用することで来場者に実物をご覧いただく機会を提供するほか、以下の特典をご用意しています。

① ブースでの銘板掲示（会期中）

ブース来場者の目に留まる位置にスペースを設け、銘板を設置します。銘板には、資材等の名称、簡易な説明、写真またはイラスト、企業名および企業ウェブサイトへジャンプする二次元コードを配置予定です。

銘板の作成に当たっては、画像や文面の提供、校正作業等へのご協力をお願いします。博覧会協会との協議の結果、内容を一部変更する可能性があります。

なお、ブースへの来場者目標は本県では30万人と設定しています。

② 県のウェブサイトへの掲載（会期前から会期中）

県の公式サイトや、今年度開設予定である万博特設ウェブサイト等において、企業名等の情報を掲載・発信します。

③ 各企業等において、ブースに資材等を提供している旨を表示いただくことができます。（会期前から会期後）

※ 本募集は博覧会協会への提供ではないため、滋賀県のブースに提供した旨の明記が必要です。

※ 万博の公式ロゴマークや公式キャラクター等の使用を希望される場合は、博覧会協会との調整が必要となります。

(7) 参加資格

応募者は、滋賀県内に本社のある企業等で、次の①～⑧に該当しない者としてします。

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされた者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ③ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められる者
- ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められる者
- ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑦ ②から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者
- ⑧ その他、特定の政治、思想、宗教等の活動を行っている企業、団体等、パートナーとしてふさわしくないと知事が認める者

(8) 秘密保持

県およびパートナーは、本事業の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本事業以外の目的で利用してはなりません。これは事業期間終了後も同様としますが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとします。

- ① 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
- ② 開示後、県およびパートナーの責に帰することができない事由により公知となった情報
- ③ 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- ④ 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

(9) 著作権、特許権等

パートナーは、本事業の履行において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければなりません。ただし、県の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りではありません。

本事業にかかる著作権の取扱いについては、著作権法（昭和45年法律第48号）に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとします。

- ① 目的物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、県が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、パートナーは、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に県の承認を得てください。
- ② パートナーは、本事業の履行に際し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、パートナーは、紛争等の事実を知ったときは、速やかに県に通知してください。

(10) その他

- ① 天災地変その他当事者の責に帰すことのできない事由により、本事業の実施が不可能になった場合、県では損害賠償その他一切の責任を負うことはできません。
- ② パートナーは、本件の履行に当たり暴力団から不当な介入を受けた場合、直ちに警察に通報するとともに、速やかに県に報告しなければなりません。
- ③ パートナーは、マッチング成立により得られた地位、権利もしくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、ライセンスもしくはサブライセンスし、または担保に供してはなりません。

- ④ パートナーは、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに県に届け出て県が指示する措置を講じなければなりません。
- ⑤ パートナーは、本件の履行に当たり関係する法令等を遵守しなければなりません。

2 スケジュール

令和6年7月10日（水）～7月22日（月）	企業等による応募
令和6年7月10日（水）～7月26日（月）	提出された申込書に基づき、随時個別ヒアリングを実施（申込期間と一部重複）
令和6年7月31日（水）	結果の通知

3 応募から採用資材等決定までの流れ

(1) 申込書の提出

「万博における滋賀県ブースでの活用による県産品発信事業 申込書」（様式1）に入力し、ファイルをメールに添付して「4 問合せ・応募先」へ送信してください。なおメールで送信できない場合は、別途ご相談ください。

(2) 対象資材等

品名、数量、設置場所等については別添資料をご参照ください。なお、数量は原則として資料記載の数量一式としてください。

(3) 申込書に関する個別ヒアリングの実施

ブースにおける技術・製品等の情報発信を実現する上で、申込内容や条件について、個別にヒアリング・協議へのご協力をお願いします（オンラインまたは対面を想定）。

(4) 結果の通知

個別ヒアリングを経てパートナーおよび採用資材等を決定し、その結果を応募者に個別に通知します。

(5) 誓約書の提出

マッチングが成立した場合、パートナーは以下の書類の提出をお願いします。

様式2 誓約書（暴力団排除条例関係）

様式3 秘密保持保証書

(6) パートナーおよび資材等決定の公表

手続きが整った後、県のホームページ等で公表します。

4 問合せ・応募先

滋賀県総合企画部万博推進室 担当：牧・若城

メールアドレス：expo@pref.shiga.lg.jp 電話：077-528-3319

※ ①質問の場合は件名を「質問：●●●」、②申込の場合は件名を「申込：●●●」とし、いずれの場合も、●●●には申出企業等の名称を入力してメールをお送りください。

※ 申込期間は、令和6年7月22日（月）17時までです。質問はメールまたは電話にて随時受け付けますが、申込の締切にはご注意ください。